

市税(料)を滞納した人に「滞納処分(財産差押)」を実施しています

図納税課(市役所2階1番窓口) ☎32-2014

市では、滞納額の縮減や市税収入の確保、納期内に納付をされている皆さんとの公平性の維持のため、滞納した人に滞納処分(財産差押)を実施しています。

滞納処分の流れ

- ①督促状の送付 納期限を過ぎると督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります
- ②財産調査 督促状を送付したのちも納付されない場合、勤務先や金融機関、取引先などに対し、財産調査を行います。自宅や事務所内を捜索することもあります。財産調査に本人の承諾は必要ありません
- ③滞納処分(財産差押) 財産調査により特定した財産は、法律に基づき、差し押さえを執行します
- ④換価 差し押さえた財産を換価(現金に換えること)し、滞納されている市税(料)に充当します

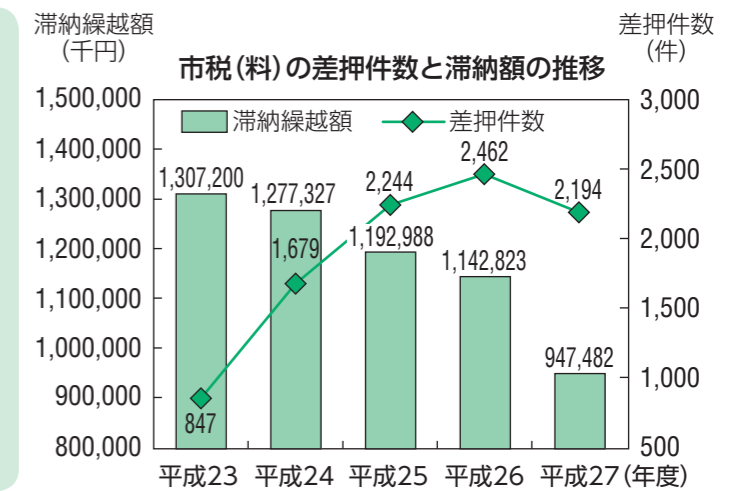
注意!

市役所から督促状や催告書が届いたら、必ず開封して内容をご確認ください

督促状や催告書が届いた場合、内容を確認してすぐに納付してください。

文書を取り出すと、下の写真のような警告文が印字されている場合があります。この文書を受け取られた人は、滞納処分の対象となる可能性があります。

なお、滞納処分をする前に、必ず文書が送付されるとは限りません。



Q&A

Q1. 納税者本人が同意していない財産の差し押さえは、違法ではないのですか?

A1. 法律では「督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と規定されています。財産の差押処分は法律に基づいた正当な行政処分で、事前の告知や納税者本人の同意は必要とされません

Q2. 平日に銀行窓口で納付することができません。便利な支払方法はありますか?

A2. 平成28年度から、全国のコンビニエンスストアで納付できるようになりました。休日や夜間でも納付でき、大変便利です。また、中国5県の郵便局でも納付できます ※納期限を過ぎた納付書や督促状など、コンビニでは使用できない納付書もあるのでご注意ください

納期内の納付にご協力ください

市税(料)の納付は、納期内に納税者本人が納付することが原則です。納期限を過ぎた場合に発送する督促状や催告書には、多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担しています。

また、滞納日数に応じて「延滞金」が加算されるため、納税者本人にとっても大きな負担となりますので、納期内の納付をお願いします。

延滞金加算の例 3万円を1年間滞納した場合、2,500円の延滞金が加算されます(延滞金の利率は変更される場合があります)



納付が困難になった時は納付相談へ

災害や病気、事業の休廃止などの理由により、どうしても納期内に納付できない場合には、一人で悩んだり放置したりせず、早めにご相談ください。状況によっては、納税猶予(分割納付)の制度が適用できる場合があります。平日以外でも、金曜夜間窓口や日曜納税窓口もありますので、まずは、ご相談にお越しください。

金曜夜間窓口 毎週金曜日(祝日と年末年始は除く) 午後5時15分~7時
日曜納税窓口 毎月最終日曜日(12月は第3日曜日) 午前9時~午後4時
ところ 納税課(市役所2階1番窓口)

~事業主の皆様へ~ 特別徴収と給与支払報告書の提出のお願い

図課税課市民税係(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

現在、県内すべての市町村と岡山県では、特別徴収(住民税の給与天引き)の徹底を推進しています。所得税の源泉徴収義務がある事業主の皆さんは、特別徴収をお願いします。

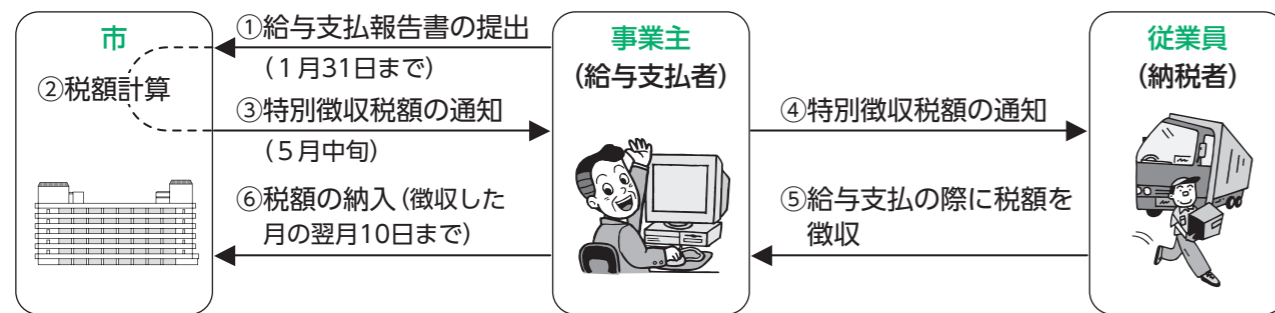
また、事業主が、従業員(家族などの事業専従者を含む)に対して給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払額やその他の必要事項を記入した給与支払報告書を市町村に提出することが義務付けられています(原則として退職者を含むすべての人)。ご理解とご協力をお願いします。

※すでに特別徴収で住民税を納めている従業員が、普通徴収(従業員が自分で納付する方法)に切り替えることができるのは、一定の基準に該当する場合に限られ、希望による普通徴収への変更はできません

※事業所の中で、特別徴収ができない従業員がいる場合には、給与支払報告書の提出時に普通徴収切替理由書の添付と、給与支払報告書の摘要欄に、普通徴収に切り替える理由を記載してください

※詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/page/428170.html>)をご覧ください

特別徴収の流れ



給与支払報告書と源泉徴収票の様式が変わります

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、給与受給者や被扶養者のマイナンバーの記載が必要になるなど、平成28年収入分から給与支払報告書と源泉徴収票の様式が変わります。

※様式の取得方法や書き方など、詳しくはお問い合わせください

平成28年10月23日は岡山県知事選挙

図津山市選挙管理委員会(東庁舎1階) ☎32-2143

平成28年11月11日任期満了に伴う岡山県知事選挙が、次のとおり行われます。

告示日 平成28年10月6日(木)

投票日 平成28年10月23日(日)午前7時~午後6時

期日前投票期間 平成28年10月7日(金)~22日(土)午前8時30分~午後8時(土・日・祝日含む)

期日前投票ができる場所 津山市役所東庁舎1階会議室、加茂支所、阿波出張所、勝北保健福祉センター、久米支所

投票できる人 平成10年10月24日までに生まれた人で、平成28年7月5日までに転入届を提出するか住民票が作成され、平成28年10月5日現在で引き続き津山市内に住所を有する人(ただし、県内の市町村に転出した人は投票できる場合があります)

選挙公報の配布方法 候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を、朝日新聞・産経新聞・山陽新聞・日本経済新聞・毎日新聞・読売新聞の朝刊に折り込みます

※投票できる人のうち、上記の朝刊を購読していない人で、選挙公報の郵送を希望する場合はご連絡ください

